**産業廃棄物処理委託契約書内容一部追加と変更に関する覚書**

**（処分業許可変更による処分場所等の追加と変更）**

排出事業者と処理業者は、双方にて締結済みの「産業廃棄物処理委託契約書(以下原契約という)」記載内容に以下の内容を追加及び変更するものとし、排出事業者と処理業者はそれぞれ記名押印し原本を排出事業者が、複写による写しを処理業者がそれぞれ保持し本覚書を以って同意する。

1. **[変更箇所]　施設名称の変更について**

・原契約に記載の中間処理施設名称を以下の通り改称する

旧）北清リサイクルセンター　　　→　　新）**北清拓北リサイクルセンター**

（施設所在地：札幌市北区篠路町拓北6番591、6番625）

旧）北清リサイクルファクトリー　→　　新）**北清丘珠リサイクルセンター**

（施設所在地：札幌市東区北丘珠3条4丁目1番5号）

※これに伴い原契約に記載の旧施設名称を全て上記新施設名称へ読み替えるものとする。

1. **[追加箇所]　処分業許可変更に伴う中間処理施設の追加と変更に関する事項**

　　・原契約「乙の事業範囲」一覧表の内、「許可区分　処分（中間処理）」表内に以下の内容を追加する。

　　・原契約「(4)委託する産業廃棄物の種類、数量、契約単価、処分会社の許可内容」一覧表の内、「処分会社の許可内容」表内に以下の内容を追加する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 処分方法 | 許　可　品　目 | 処理能力 | 施設名・住所 |
| RPF製造 | 廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類、紙くず、木くず、　　繊維くず  （※以上4種類は固形燃料原料として選別されたものに限る） | 16.6ｔ／日 | 北清丘珠ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ  札幌市東区北丘珠3条4丁目1番5号 |

1. **[追加箇所]　原契約「委託業務の内容」への追加**

原契約「(4)委託する産業廃棄物の種類、数量、契約単価、処分会社の許可内容」で上記4種類の廃棄物のいずれかを契約している場合は、上記②記載施設での中間処理を追加する。但し本覚書の締結で契約単価（収集運搬、処分）と予定数量についての変更は行わないものとする（合計予定金額の加減は無い）。

1. **[変更箇所]** **再生利用の情報、再中間処理先及び最終処分場所の情報に関する事項**

　　・原契約に添付の「契約書別紙　中間処理後の最終処分（再生含む）場所一覧」を変更し本覚書へ添付する。排出事業者はこれを最新の情報とし原契約及び本覚書と共に保管する。

令和　　年　　月　　日

排出事業者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

処理業者　　　　　　札幌市東区北丘珠５条４丁目５番７号

　　　　　　　　　　北　清　企　業　株　式　会　社　　　　㊞

代表取締役　　川井　　千香子